

阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ団体等が実施する合宿誘致を促進し、市内の体育施設等の有効活用、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、阿蘇市で合宿を行うスポーツ団体等に対する補助金について、阿蘇市補助金等交付規則（平成17年2月11日阿蘇市規則第47号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿 スポーツ技術の向上を目的として取り組む練習（練習試合の実施を含み、大会、練成会等の募集型イベントへの参加を除く。）を行う合宿をいう。
- (2) 宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設、並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条に規定する届出住宅をいう。
- (3) 参加者 スポーツ合宿に参加した選手及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は、含まない。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となるスポーツ合宿（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) スポーツ合宿において、宿泊施設に宿泊した参加者の数に宿泊日数を乗じて得た数が20以上であること。
- (2) 国、県その他地方公共団体から同種の補助金等を受けていないこと。
- (3) 営利目的でないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるものでないこと。

(補助対象事業者)

第4条 補助の対象となる団体等（以下「補助対象事業者」という。）は、前条に定める補助対象事業を実施する団体であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校並びに企業が設立するスポーツ活動を行う団体及び任意に設立されたスポーツ活動を行う団体であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額等は別表 1 のとおりとする。

2 複数の団体が行う同一種目による同一期間の合同合宿等については、1 団体とみなして補助金の額を算定することができる。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）は、阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金申請書（様式第 1 号）にスポーツ合宿の日程が記載されている書類を添えて補助事業を実施する 10 日前までに申請しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により補助対象事業者に通知する。

(申請内容の変更・中止)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、第 5 条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、これを審査し、阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日に、阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 参加者名簿
- (2) 宿泊先の宿泊施設が発行する宿泊証明書（様式第 6 号）
- (3) 公共体育施設使用証明書（様式第 7 号）

(補助金等の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書

の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助対象事業者に通知する。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、阿蘇市スポーツ合宿支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第12条 補助対象事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) 申請書等提出書類に虚偽があったとき。
- (2) 事業終了後30日以内に、第8条に定める実績報告がなされていないとき。
- (3) その他補助金を交付することが適当でないと市長が認める事由があったとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。